



平成 27 年 5 月 7 日

各 位

東京 都 港 区 海 岸 1 丁 目 2 番 20 号  
株 式 会 社 シ ス テ ナ  
代 表 取 締 役 社 長 逸 見 愛 親  
(コード番号：2317 東証第一部)  
問 い 合 せ 先 常 務 取 締 役 甲 斐 隆 文  
電 話 番 号 03 ( 6367 ) 3840 ( 代 )  
U R L <http://www.systema.co.jp>

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 7 日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更の議案を平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 33 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 1. 変更の理由

- (1) 取締役の経営責任を明確にし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を 2 年から 1 年に短縮することとし、現行定款第 20 条（任期）第 1 項につき所要の変更を行うものであります。また、これに伴い、任期の調整に関する同条第 2 項を削除するものであります。
- (2) 機動的な配当政策および資本政策を図るため、会社法第 459 条第 1 項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定する変更案第 37 条（剰余金の配当等の決定機関）ならびに第 38 条（剰余金の配当の基準日）第 2 項および第 3 項を新設し、現行定款第 39 条（中間配当）の削除、併せて同条の一部と内容が重複する現行定款第 9 条（自己の株式の取得）の削除を行うものであります。また、条文の新設および削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(自己の株式の取得)</p> <p><u>第 9 条</u> 当社は、会社法第 165 条第 2 項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</p> <p>第 10 条 ? (条文省略)</p> <p>第 19 条</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条</p>	<p>(削除)</p> <p>第 9 条 ? (現行どおり)</p> <p>第 18 条</p> <p>(任期)</p> <p>第 19 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p> <p>第 20 条</p>

現行定款	変更案
〱 第37条 (条文省略)	〱 第36条 (現行どおり)
(新設)	<u>(剰余金の配当等の決定機関)</u>
(剰余金の配当の基準日) 第38条 (条文省略) (新設)	<u>第37条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。</u>
(剰余金の配当の基準日) 第38条 (条文省略) (新設)	(剰余金の配当の基準日) 第38条 (現行どおり)
(新設)	<u>2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。</u>
(新設)	<u>3 前二項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u>
<u>(中間配当)</u>	(削除)
<u>第39条 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる。</u>	
第40条 (条文省略)	第39条 (現行どおり)

### 3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 24 日 (予定)

以上